

乳幼児医療費助成制度のさらなる拡充のために

1. 府の医療制度改悪の状況

- ・ 高齢者、重度障害者、母子、乳幼児医療の改悪(11月実施)

①、制度でみると

高齢者医療 対象者

- ① 市民税非課税世帯
- ② 障害者、母子医療
- ③ 特定疾患、結核予防法、精神障害者など

- ① 市町村非課税世帯を対象外
- ② 障害者医療対象者は所得1,000万円を462万1千円

現在医療費免除となっている方

- ① 障害者、母子医療の対象者
- ② 特定疾患、結核予防法、精神保健及び精神障害者福祉に関する医療を受けている者

- 障害者医療対象者は所得1,000万円を462万1千円
- 1医療機関あたり
入通院各500円/月2日限度

障害者医療

- ① 障害1、2級手帳所持者
- ② 重度の知的障害者(児)
- ③ 中度の知的障害で身体障害者手帳所持者
- *本人所得1,000万円以下

- 所得1,000万円を462万1千円
- 1医療機関あたり
入通院各500円/月2日限度

母子医療

- ・ 16歳に達した年度末日までのこと母の入通院
- ・ 18歳に達した年度末日までの子の入院

- 18歳に達した年度末日までの子と母の入通院、同様の子と父。
- 1医療機関あたり
入通院各500円/日月2日限度

乳幼児医療

- ・ 6歳未満の就学前児童の入院
- ・ 2歳未満児の通院
- * 所得制限あり
児童手当特例給付準用

- ・ 通院を3歳未満に拡充
- 1医療機関あたり
入通院各500円/日月2日限度